



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 42(1), 357-358
Issue Date	1991-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16820
Type	bulletin (other)
File Information	42(1)_p357-358.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

第二報告「消費者センターとクレジット・カウンセル」

報告者 山口 康夫氏

(札幌大学法学部助教授)

第三報告「交通事故紛争処理センターと少額事件仲裁センター」

報告者 山口 修司氏

(第一東京弁護士会)

第四報告「アメリカにおける裁判外の紛争処理」

報告者 野村 美明氏

(大阪大学法学部助教授)

全体討論

出席者 三〇名

本報告の内容については、本誌四二巻二号を参照されたい。

出席者 三九名

(北海道大学法学部教授)

○平成二年二月二日(金)午後二時三〇分より

「石油カルテル事件判決の若干の検討——勧告審決等——」

報告者 厚谷 襄兒氏

○平成三年二月一日(金)午後十時より

法学会シンポジウム「裁判外の紛争処理(ADR)」

第一報告「紛争処理の多様化」

報告者 佐藤 鉄男氏

(北海道大学法学部助教授)

予定である。

報告および全体討論の内容は、本誌四二巻四号に掲載される

○平成三年四月二十六日(金)午後一時三〇分より

「法と経済・法の経済分析、批判とパラダイム」

報告者 林田 清明氏

(北海道大学法学部教授)

この報告は、(1)アメリカ法で発展を遂げている法と経済(学)や法の経済分析とは何か、(2)どうして法律と経済学が結びつき得るのか、(3)日米で出されている幾多の批判に堪え得るものか、(3)法と経済・法の経済分析は、わが国の法学においても用い得るものなのか、そして(4)どこまで可能なのか、の問題を明らかにすることを目的としている。これによって、法と経済学・法の経済分析をとりまく偏見や情報の欠如がなくなり、この新しい方法についての情報がより完全になることをねらうものである。

民法や刑法は、市場での活動のいわばゲームのルールを提供している。また、制定法や判例などの法ルールまた規制が、われわれの行動に大きな影響を与えている。これは資源の配分に関わるものである。このゆえに、法律と経済学とを結び付けることが可能となる。

つぎに、経済が完全競争市場モデルを作つて現実の市場を説明するように、これを「模倣して」、法と経済は「法律版完全競争市場モデル」を設定するのである。かくして、大まかには、民法や商法などの市場に関する法、不法行為などのように市場の失敗に関する法、独禁法などのように市場の競争秩序を維持

する法が存在する。これらは裁判所を中心とする法領域であるが、裁判所はもっぱら効率的な資源配分がなされているかに目を向ける。ここでは正義はほとんど問題とならないといえよう。法と経済の領域は、裁判所を中心とする領域のみにとどまらない。これまで市場原理が妥当すると考えられなかった、家族や憲法などの「非市場法」領域へも適用がすではじまつている。さらに、立法や政策など立法院や行政府で問題になる「法を作る」領域にまでアプローチすることを可能としている。ここでは公平や正義が問題となるが、できるだけ効率性を害しないような社会厚生基準が打ち立てられるべきである。

結論として、法学方法としての「費用と便益」を考慮した上でも、法と経済学は、わが国の法律にとつても有益な方法といえる。しかし、なおそれぞれの領域で詳細に展開され、また立法や公共選択など新たな領域への進出が課題である。

なお、本報告の全体については、北大法学論集に掲載予定。

(1991・4・27)